

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成30年11月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1800059 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 1800018 号

第 1 結論

昭和 54 年*月及び同年 3 月の請求期間、昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの請求期間、平成元年 4 月から同年 6 月までの請求期間並びに平成 2 年 4 月から平成 5 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 54 年*月及び同年 3 月
② 昭和 63 年 4 月から同年 6 月まで
③ 平成元年 4 月から同年 6 月まで
④ 平成 2 年 4 月から平成 5 年 2 月まで

私は、20 歳になった後、A 市 B 区役所の C 支所で国民年金の加入手続を行い、その後、時期は覚えていないが、平成 5 年 2 月まで毎年、国民年金保険料について、区役所で免除の申請を行っていた。

請求期間①から④までの国民年金保険料について、免除ではなく未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、毎年、国民年金保険料について、区役所で免除の申請を行っていたと主張しているが、i) 請求者は、当該免除申請書の様式及びその申請書を提出した時期等について具体的に記憶していないこと、ii) 免除申請がなされた場合は、その承認又は却下について請求者に通知する取扱いとなっているところ、請求者は、当該通知を受け取ったか否かについて記憶していないことから、請求者の請求期間①から④までに係る免除申請の状況が不明である。

また、請求期間①について、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 54 年 5 月頃と推認され、当該時点においては、当時の制度上、当該期間の国民年金保険料を免除申請することはできない。

さらに、請求期間②及び③について、当時、年度当初の 4 月から国民年金保険料の免除の承認を受けるには、請求期間②については当該年度の 7 月までに、請求期間③については当該年

度の5月までに、それぞれ免除申請の手続を行う必要があったところ、オンライン記録によると、請求期間②直後の昭和63年7月から平成元年3月までの期間の免除申請日が昭和63年9月30日、請求期間③直後の平成元年7月から平成2年3月までの期間の免除申請日が平成元年8月31日となっていることが、それぞれ確認できることから、各申請日時点においては、請求期間②及び③の国民年金保険料を免除申請することはできない。

加えて、請求期間④について、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、平成2年8月に国民年金保険料の納付書の発行依頼を意味する自主納付の申出が行われた記録が確認でき、当該期間のうち、一部の期間については納付書が発行されていたものと考えられることから、請求者が請求期間④の国民年金保険料を免除されていた事情はうかがえない。

そのほか、請求者が、請求期間①から④までの国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料はなく、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。